

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会  
VHF/UHF 帯電波有効利用作業班（第 6 回）議事要旨（案）

1 日 時

平成 19 年 3 月 28 日（水） 17 時 30 分～19 時 40 分

2 場 所

総務省 講堂

3 出席者（敬称略）

（構成員）

若尾主任、作業班構成員

（総務省）

富永電波政策課長、小泉電波政策課周波数調整官、大野電波政策課周波数調整官

4 議事

- （1）第 5 回委員会で作業班に対して課せられた課題について
- （2）VHF/UHF 帯電波有効利用作業班報告について
- （3）その他

5 議事概要

- ・ 配布資料の確認について事務局より説明があった。
- ・ 前回の議事要旨の確認について、主任より説明があった。
- ・ 「資料 2022-VU 作 6-2」に基づき、各アドホックグループの検討課題の説明があり、審議が行われた。
- ・ 「資料 2022-VU 作 6-3」に基づき、事務局から 3 月 30 日の親会に対する報告の概要説明があった。

6 議事内容

議事について以下のような説明及びやり取りがあった。

なお、記載は順不同

6. 1 「資料 2022-VU 作 4-3」について質疑応答があった。

（1）自営通信グループ

放送 G 委員：9 ページの図の放送事業用は、放送業務用なので修正をして頂ければありがたい。

自営 G 代表：確認する。（文言に関しては、周波数割当計画の意味に合致しているため、修正を加えないこととなった。）

## （2）放送グループ

放送 G 構成員：ネガティブ情報はどれだけ集められたか。

放送 G 代表：ネガティブ情報とはどういう観点から言っているか。

放送 G 構成員：例えば、アンケート調査等の結果、チャンネル数が 100 ではなくて、10 で十分だとか。

放送 G 代表：10 であったとき、事業が成立するかという観点のことを言っているか。

放送 G 構成員：否定的な情報も含めてバランスをとっているかということだ。

放送 G 代表：特に賛成情報だけを集めたつもりはない。何チャンネルくらいあればよいかとの質問に対する回答を集めたものだ。

作業班主任：35MHz でできることをやるとの認識でよいか。

放送 G 代表：要望を単純に計算すると 50 数 MHz の幅が必要になってしまい、話にならないので、例えばダウンロードの受信品質よりもビットレートを上げる方法等工夫により、何とか 35MHz に圧縮していきたいということであり、35MHz でできると判断しているわけではない。

## （3）VHF 帯共用検討グループ

放送 G 構成員代理：委員会からは、放送は Low バンド 18MHz と Hi バンド 17MHz を前提として検討するようにとのご指示を頂いていたが、もっと早く気づき意見を言うべきであったが、まだ遅過ぎるということはないと思っているので、この場で意見を述べさせていただきたい。

この Low バンド、Hi バンドの使い方について、周波数の有効利用の点で疑問に思っている。Low バンドは国際的に放送に割当てられているが、今この帯域で放送を考えているここに集まっている事業者の多くは携帯受信を考えており、また携帯電話に実装されたものを考えている。このようなものは、過去にはなかった新しい考え方であり、放送は Low バンドと言う前提で良いのか。時代は変化しており、我々が提案している放送は携帯電話を前提にしており、Low バンドだと、アンテナが 40 cm にもなり、これでは商売にならない。このまま議論が進むと、放送の提案をしているどの事業者も Hi バンドを使いたいということになる。また、自営通信も、もしかすれば、Low バンドが良いということもあるかも知れない。今のところ、放送は Low バンド 18MHz、Hi バンド 17MHz が検討の前提であっても、決定ではないと認識している。是非周波数の配置の議論を引き続きお願いしたい。

作業班主任：VHF 帯の検討している案は、ご存じなかったのか。参加はしていなかったの

か。

放送 G 構成員代理：当社からも構成員が参加しており、知っている。

作業班主任：その中で、意見を言っていたのか。

放送 G 構成員代理：(VHF 帯共用検討 G の意見集約後の) 一昨日の段階で、反対の意見を伝えた。色々ご批判はあるかと思うし、何故もっと早く言わなかったかと、反省はしている。

放送 G 代表：VHF 検討のミッションは、親会から与えられた前提の中で検討をしている。それで、このような話が出てきて、良いものが出るのであれば検討をして、提案をして行きたい。最終的には、上の判断による。

放送 G 構成員代理：私がお願いしたいのは、放送は Low バンド 18MHz、Hi バンドは 17MHz と決まっていると一言で欲しい。前提として、検討を続けて欲しい。

自営 G 構成員：総務省の「安心安全の調査検討会」の報告書や指針などを前提に検討をしてきた。このような条件の中でユーザからの周波数ニーズなど意見を聞いて、干渉条件などを検討しているが、放送との周波数共用を検討すると、前提として示されている「ガードバンドを含めて 35MHz」では調査検討会で示されているようなシステムの構築が実現できないのではないのかというのがグループ内の検討状況である。

放送 G 代表：放送グループは、35MHz よりもっと欲しいと言っているのではなく、周波数配置や干渉条件などについて今後検討させて頂きたいということだ。

放送 G 構成員：前回の委員会を傍聴させて頂いて、最も大きな課題は国民の財産である電波の有効利用を考えるに当たって、それぞれの立場を離れて高所からということであり、また委員会の資料を見ると、周波数の条件として、国際割当、国内割当が前提の枠内で考えなければならないので、放送 G として前回示された条件の中で検討をしていたことを、この場であえて言いたい。

放送 G 構成員代理：まだ審議が尽くされていないと思うし、建設的な意見があれば、オープンに審議をさせて欲しい。枠の中で考えていたのでは、国民の付託に応えられないので、よろしくお願ひしたい。

事務局：事務局としては、十分に議論をしてもらうことに異議はないが、他方限られた中で結論を出していかなければならない。あとで提案するが、作業班の意見を正確に、簡潔に委員会に提出しなければならないので、整理をさせて欲しい。VHF 帯共用検討 G について、今回提出されている回答を出す、自営 G も放送 G も引き続き周波数の配置等に検討が必要なので、VHF 帯共用検討 G において更に議論させて欲しいということによいか。これらの話を整理し委員会に報告したいので、報告文書を検討させて欲しい。

放送 G 構成員：報告は、それで良いが、一点申し上げたい。今まで限られた中で議論を積み重ねてきたものだ。そのような経緯を尊重すべきだ。

放送 G 構成員代理：事業を計画している事業者が、Low バンドか Hi バンドのいずれかで事業計画を推進することを話されているのであれば、申し上げることはないが、我々の責任ではあるがそこまでの論議がされていなかったのではと感じている。

自営 G 構成員：自営通信の用途を考えると、工夫しても 35MHz 幅で入るという確証を得られた訳ではない。また、実効的なシステムを考えると、35MHz 幅というのは大変厳しい状況にある。また、ガードバンドを決める上で放送との共用が大変難しい状況にある。

放送 G 構成員：今後検討をしなければならない課題は、干渉条件と周波数配置と認識しており、帯域についての異論はないものと理解している。

放送 G 構成員：放送 G から、35MHz では駄目だと云っていないから、十分であると取られては困る。当初、50 数 MHz 必要であったが、35MHz の指示があったのでそれに向けて努力をし、また今後の努力も含めて 35MHz で提案をしたものである。何もないから、これで良いと取られると、危険な感じがする。

事務局：資料 2022-VU 作 6-2-3 の課題回答書の(1)~(3)のどれに、付帯条件をつけないければならないか。論議があり、次の事項を確認した。

資料 2022-VU 作 6-2-3 の課題回答書の扱い

(1)所要周波数帯域幅について

今回の周波数共用の検討においては、35MHz 幅を前提で検討している。

なお、現時点で自営 G も放送 G とともに、35MHz で実現の可否の結論は出しておらず、今後の検討による。

(2)周波数の配置について

継続検討の付帯条件として、委員会に報告する。

(3)ガードバンドについて、

今後の干渉検討による。

(4) ITS グループ

作業班主任：これまでの必要とする周波数幅は、10MHz だったか、20MHz だったか。

ITSG 代表：10~20MHz である。

(5) 電気通信グループ

作業班主任：4 ページに「電技審答申等の予測をはるかに上回るペースで推移している。」とあるが。

電気通信代表：契約は上回るが、ユーザトラフィックが強めなら上回るが、弱めならもう少し下回る。

作業班主任：「従って、これまでの所要周波数の検討結果に概ね整合している」が、具体的なことが書かれておらず、UHF を使わなければならないことを書くと分かりやすい。

(6) UHF 帯共用検討グループ

質疑なし

(7) その他の事項

放送 G 構成員：審議会では、代理人の発言は許されていないが、作業班での発言は許されるのか。また、VHF 帯共用検討 G から作業班の場に対し、回答書という公式的な書類が出ているのに、それを VHF 帯共用検討 G の構成員から否定することは許されるのか。

作業班主任：作業班の運営は、主任の判断に任されている。また、書類が出されたからといって意見を言うてはいけないというものではない。しかし、各グループで検討した結果をそのグループの構成員から、違うという話が出ると全ての議論がおかしくなるので、グループで十分確認して欲しい。

放送 G 構成員：今回の各グループでまとめられた資料は全部提出するのか。

作業班主任：提出する。また、今の議論があったことも意見として報告する。

事務局：中間報告書の本文(案)は、この議論を踏まえ作成した後、各グループ代表者にメールで配信するので、何かあれば指摘して欲しい。

今後の予定

6月までに一部答申をまとめていただきたい。

積み残しのあるグループは、引き続き検討をお願いしたい。